

# ODAを活用した 中小企業海外展開支援

～日本の技術 世界を変える～

国内事業部  
2018年2月

# 1. 独立行政法人国際協力機構（JICA） （JICA:Japan International Cooperation Agency）

- ✓ JICAは、我が国の優れた人材・技術、資金を活用し、途上国の貧困削減等の解決に取り組む政府開発援助（ODA: Official Development Assistance）の実施機関。
- ✓ 技術協力、円借款、海外投融資、無償資金協力業務とともに、青年海外協力隊、シニア海外ボランティア、国際緊急援助隊の派遣も担う。
- ✓ ODAを通じたインフラ整備、政策制度整備を通じ、開発途上国の産業育成や貿易投資環境の改善にも貢献。

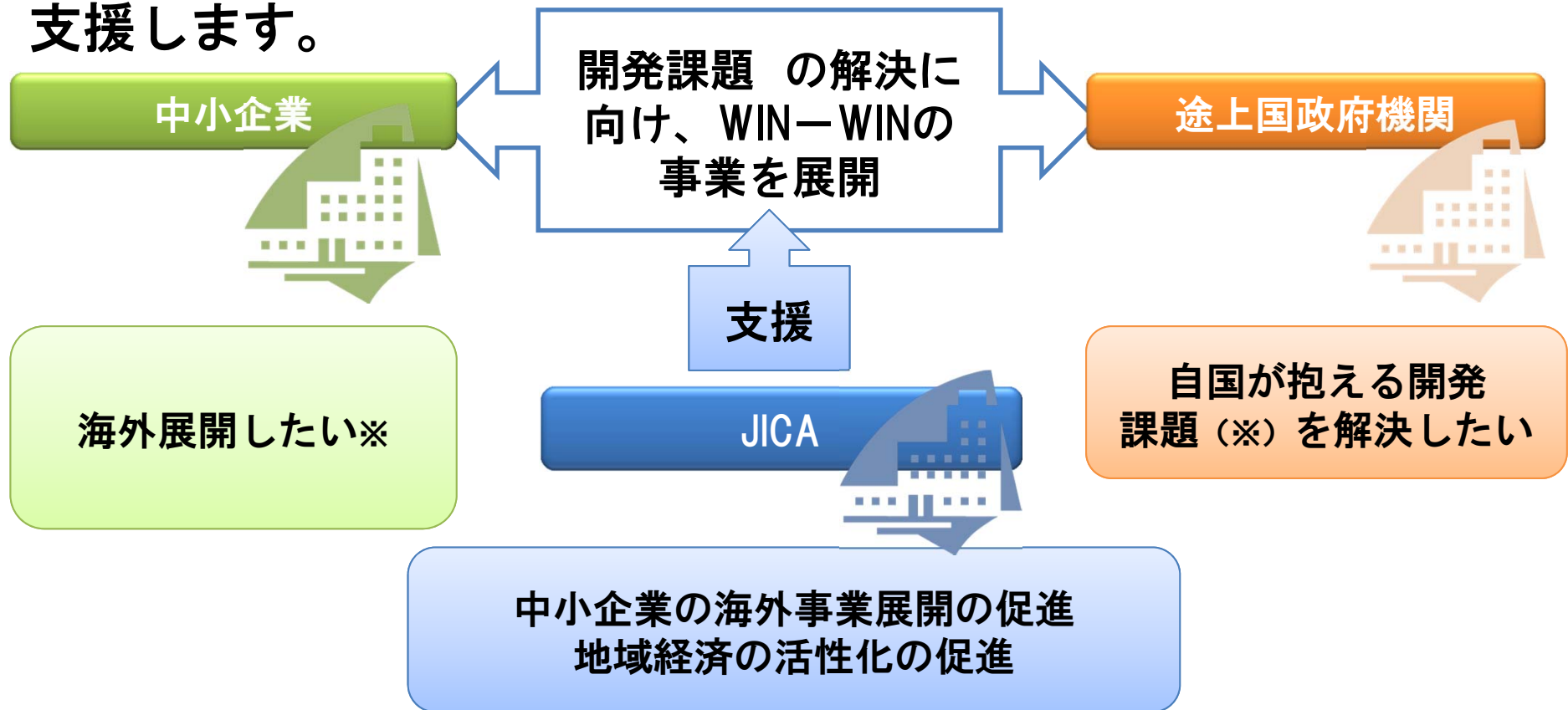


# 日本政府の施策

文書名	関連する記載・目標
<p><b>日本再興戦略</b>  <b>-JAPAN is BACK-</b>            (2013年6月14日閣議決定)            (2016年6月2日改訂)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 今後5年間で新たに1万社の海外展開を実現する</li> <li>✓ <u>重点的支援</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中堅・中小企業等向け<u>海外展開支援体制の強化</u></li> <li>・ 現地の「<u>海外ワンストップ相談窓口</u>」の創設</li> </ul> </li> <li>✓ <u>新たに ODA を活用し、新興国等途上国政府の事業を対象に、我が国中小企業等の優れた製品を使った技術協力を本格始動する</u></li> <li>✓ 地域経済を牽引する中核企業や中小企業の世界市場への挑戦を徹底的に支援する</li> </ul>
<p><b>インフラシステム輸出戦略</b>            (2013年5月17日閣議決定)            (2016年5月23日改訂)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 我が国中小企業の製品・技術の<u>ODA事業による活用に向けた調査</u>やその現地適合性を高め普及を図ることを目的とした<u>実証事業の推進</u> (2013年5月17日閣議決定)</li> </ul>
<p><b>開発協力大綱</b>            (2015年2月10日閣議決定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 我が国中小企業を含む企業との連携を強化し、開発途上国の経済発展を効果的に推進し、日本経済の成長にもつながるよう官民連携による開発協力を推進</li> </ul>

# JICAの中小企業海外展開支援事業とは

途上国の開発ニーズと中小企業の製品・技術のマッチングを支援します。











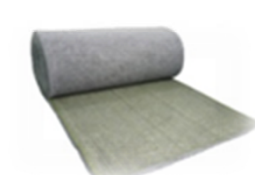
※「開発課題」・・・途上国が抱える社会・経済上の課題のことをいいます。

※自社の製品や技術を用いて解決できる途上国の問題が、日本の援助方針に沿ったものか確認いただくのにご活用ください。

各国の政治・経済・社会情勢や、開発に関する計画・課題を総合的に勘案して作成する日本の援助方針です。

国別開発協力方針 ([http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni\\_enjyo\\_kakkoku.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjyo_kakkoku.html))

事例	分野	具体例
 <p>CO2排出量モニタリングシステム</p>	<p>環境・エネルギー</p>	<p>再生可能エネルギー発電、バイオトイレ、雨量監視システム、ダム管理 等</p>
 <p>プラスチック油化装置</p>	<p>廃棄物の処理</p>	<p>有機ゴミ処理技術、都市ごみ埋立地再生技術、医療廃棄物処理、廃プラスチック燃化技術 等</p>
 <p>遠隔操作可能な掘削機</p>	<p>水の浄化・水処理</p>	<p>水質測定機材、浄水器、ろ過装置、浄化槽等</p>
 <p>作業工具</p>	<p>職業訓練・産業育成</p>	<p>金型産業、産品輸送改善、研削盤、工作用機器、検査・測定機器 等</p>
 <p>点字プリンター</p>	<p>福祉</p>	<p>車いす、リハビリ用品、介護機材、点字携帯端末機、点字プリンター、SDプリンター 等</p>

事例	分野	具体例
 <p>長粒種の精米機</p>	<p>農業生産性の向上</p>	<p>精米機、グリーンハウス、灌漑ポンプ、 収穫・加工用機械 等</p>
 <p>血中総ビリルビン値測定機器</p>	<p>保健・医療</p>	<p>電子カルテ、医療ネットワークシステム、 X線診断装置、分娩監視装置、 携帯医療機器 等</p>
 <p>理数科教材</p>	<p>教育</p>	<p>音声ペン、eラーニングシステム、理科教材、 理科実験器具 等</p>
 <p>多機能フィルターシート</p>	<p>防災・災害対策等</p>	<p>警報機、仮設用照明器具、災害救助用機材 等</p>



# ODAを活用した中小企業等の海外展開支援

## 2017年度 ODAを活用した中小企業海外展開支援事業

2017年度 概要	基礎調査	案件化調査	普及・実証事業
概要	中小企業等からの提案に基づき、開発途上国の課題解決に貢献する中小企業等の海外事業に必要な基礎情報収集・事業計画策定のための調査	中小・中堅企業等からの提案に基づき、製品・技術等を途上国の開発へ活用する可能性を検討するための調査	中小・中堅企業等からの提案に基づき、製品・技術等に関する途上国の開発への現地適合性を高めるための実証活動を通じ、その普及方法を検討する事業
実施日程	<p>【1回目】 2017年3月8日 公示(JICAのHP) 3月8、10日 募集要項説明会 3月31日 応募締切 6月中旬 採択通知 (契約締結後調査開始)</p> <p>【2回目】 2017年9月4日 公示(JICAのHP) 9月11、12日 募集要項説明会 10月4日 応募締切 12月下旬 採択通知 (契約締結後調査開始)</p>	<p>【1回目】 2017年3月8日 公示(JICAのHP) 3月8、10日 募集要項説明会 3月31日 応募締切 6月中旬 採択通知 (契約締結後調査開始)</p> <p>【2回目】 2017年9月4日 公示(JICAのHP) 9月11、12日 募集要項説明会 10月4日 応募締切 12月下旬 採択通知 (契約締結後調査開始)</p>	<p>【1回目】 2017年3月8日 公示(JICAのHP) 3月8、10日 募集要項説明会 3月31日 応募締切 6月中旬 採択通知 (契約締結後調査開始)</p> <p>【2回目】 2017年9月4日 公示(JICAのHP) 9月11、12日 募集要項説明会 10月4日 応募締切 12月下旬 採択通知 (契約締結後調査開始)</p>
公募対象	中小企業等	中小・中堅企業等	
採択予定件数 (※1)	26件程度	70件程度	37件程度
上限金額 (税込)	850万円 (但し、遠隔地域(東アジア、東南アジア、南アジア以外の地域)については国際航空運賃に関する経費を上限300万円まで別見積とし、それ以外の経費は上限680万円として提案)	3,000万円 (機材(同時携行できる小型の機材を除く)の輸送が必要な場合は、5,000万円)	1億円 (但し、複雑化した課題への対応や大規模/高度な製品を導入する場合等は、1億5,000万円)
協力期間	数か月～1年程度		1～3年程度
負担経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費(外部人材活用費のみ)</li> <li>・旅費</li> <li>・現地活動費</li> <li>・管理費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費(外部人材活用費のみ)</li> <li>・旅費</li> <li>・機材輸送費</li> <li>・現地活動費</li> <li>・本邦受入活動費</li> <li>・管理費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費(外部人材活用費のみ)</li> <li>・旅費</li> <li>・機材製造・購入・輸送費</li> <li>・現地活動費</li> <li>・本邦受入活動費</li> <li>・管理費</li> </ul>

※1 上記実施は、予算成立が前提となります。

JICA

開発途上国の開発  
に貢献できる技術  
や製品はないか？



① 企画の提案

② 業務の委託

③ 成果品の提出  
(業務完了報告書)

④ 成果品への支払  
(反対給付)

日本企業

当社の製品は  
開発途上国で  
活用できるか？



## Q1. JICAの委託事業とは？

○委託事業とは、機関が、自ら業務を実施するよりも、優れた特性を持つ第三者に委託して実施することが効率的であると認められる業務について、その業務の実施を委託する事業とされています。本事業においては、この考え方のもと、機関(JICA)と受託者(中小企業)の間で、業務委託契約を締結し、当該業務の給付の完了を目的としています。なお、本事業における給付の完了とは、「業務完了報告書」の提出に該当します。

## Q2. 委託費と補助金との違いは？

○委託費とは、機関(JICA)の特定の業務等を受託者(中小企業)に対し、委託し実施して頂く場合に、双方の合意に基づき、反対給付として支出する経費をいいます。また委託費は、中小企業連携促進基礎調査、案件化調査、普及・実証事業それぞれの委託契約に基づく対価的性格を有する経費であって、補助金のような助成的性格のものとは異なります。

## Q3. 報告書・機材の所有権・著作権は？

○受託者(中小企業)が提出し、検査を完了した報告書、また受託者が調達し、検収が完了した機材の所有権は、委託元の機関(JICA)となります。また、JICAによる成果品(報告書)の検収後、成果品の著作権は受託者からJICAに譲渡されます。



# 「中小企業海外展開支援事業」のホームページ

## ◆ 中小企業海外展開支援への取り組み (<https://www.jica.go.jp/sme-support/index.html>)



中小企業海外展開支援の情報が  
入手できます。

- ・ 事業概要
  - ・ 説明会情報
  - ・ 公示情報
- 等

## ◆ JICA トップページ (<https://www.jica.go.jp/>)

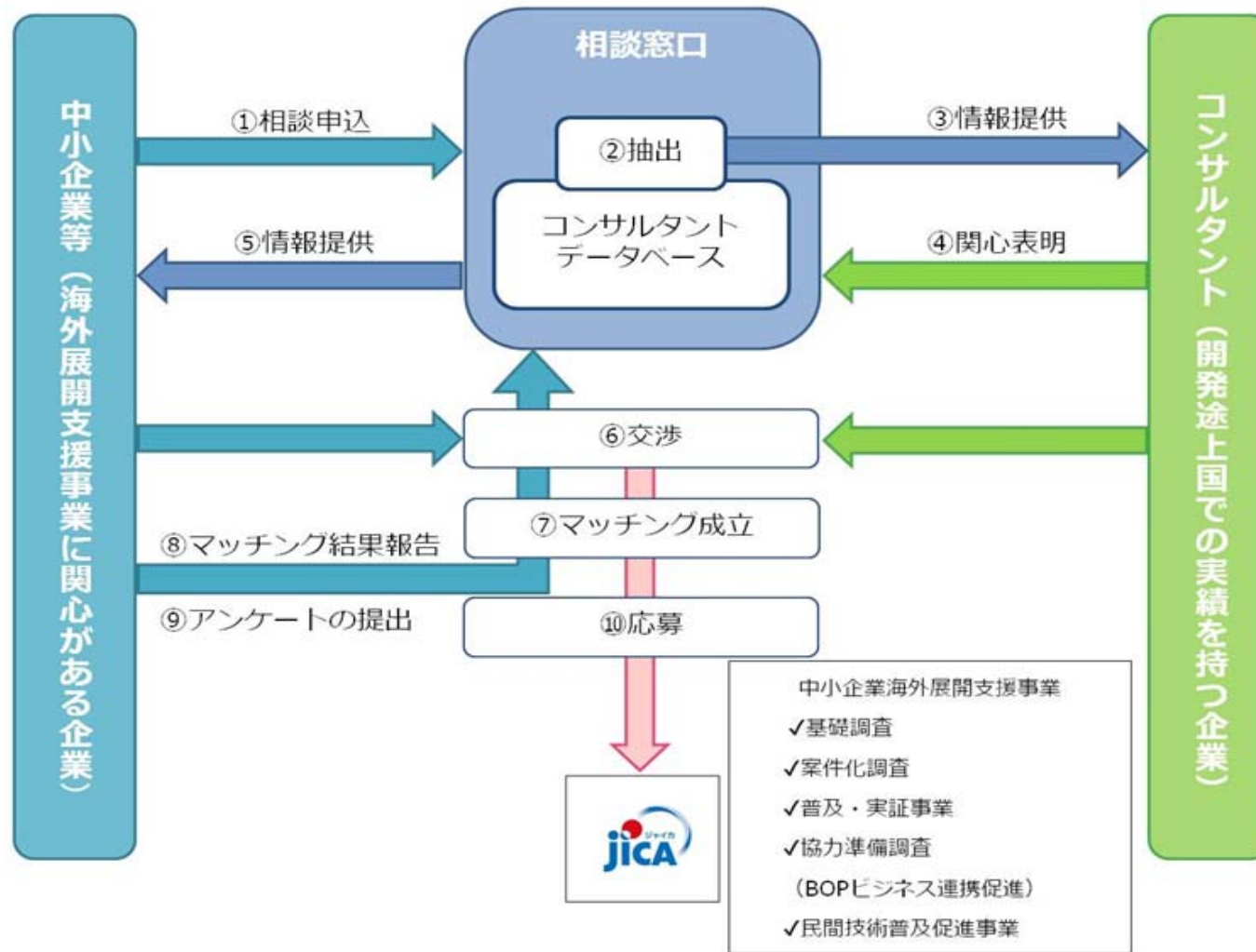


こちらからリンク  
しています。

**クリック**

# 中小企業とコンサルタント等のマッチング窓口

詳細・ご相談・お申込み [https://www.idj.co.jp/?page\\_id=5981](https://www.idj.co.jp/?page_id=5981) 電話: 03-3221-5585



- ※例
- ・開発コンサルタント
  - ・経営コンサルタント
  - ・建設コンサルタント
  - ・大学
  - ・NGO
  - ・地方銀行等金融機関

# 問い合わせ先

ご質問は、国内事業部中小企業支援調査課、事業課  
もしくはお近くのJICA国内機関にお問い合わせください。

## 独立行政法人国際協力機構 国内事業部

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

中小企業支援調査課 電話：03-5226-9283 email: [pdtfs@jica.go.jp](mailto:pdtfs@jica.go.jp)

中小企業支援事業課 電話：03-5226-6333 email: [pdtos@jica.go.jp](mailto:pdtos@jica.go.jp)

## 企業所在地のある都道府県を所管している国内機関一覧

[https://www.jica.go.jp/sme\\_support/inquiry.html](https://www.jica.go.jp/sme_support/inquiry.html)